

第1部

環境配慮指針の趣旨

第1部 環境配慮指針の趣旨

第1章 環境配慮指針の概要

1 目的

福岡市は、北に博多湾、玄界灘やそこに浮かぶ島々、南に標高 1,000m級の脊振・三郡山系など海や山に囲まれ、これらを多々良川や室見川など幾筋もの川がつなぐ、豊かな自然に恵まれたまちであり、155 万もの人が暮らしています。私たちの健やかで快適な生活は、先人から受け継いだこの豊かな環境がもたらす恵みのもとに成り立っており、私たちは、この豊かな環境を次の世代へ引き継いでいく責務があります。

福岡市環境配慮指針は、福岡市が環境基本計画（第三次）で掲げたくめざすまちの姿＜「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」＞を実現するために、事業者の皆様に対して福岡市内の自然環境や生活環境の情報などを提供することにより、環境影響評価法及び福岡市環境影響評価条例に基づいた環境影響評価（環境アセスメント）を行う場合の基礎資料としての利用のほか、法及び条例の対象とならない規模の小さな事業についても本指針を活用して自己評価に基づく自主的な環境配慮に取り組んでいただくことを目的としています。

2 位置づけ

本指針は、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業等の「構想」、「計画」、「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境との調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として平成 4 年 3 月に策定しました。

その後、平成 8 年 9 月に制定された福岡市環境基本条例の第 7 条で規定された「福岡市環境基本計画」に示す環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するため、同条例第 8 条の規定に基づき、都市基盤整備事業や民間の開発事業などにおける環境配慮を誘導するためのガイドラインとして、人と自然との共生の視点に重点をおいて平成 9 年 3 月に改訂しました。

また、平成 18 年 7 月に策定された「福岡市環境基本計画（第二次）」を踏まえ、前指針のもとに、自然環境情報などの更新や、新たな視点として地域の生態系や里地里山などへの配慮事項を盛り込むかたちで平成 19 年 2 月に改訂しました。

今回の改定では、平成 26 年 9 月策定の「福岡市環境基本計画（第三次）」や平成 24 年 5 月策定の「生物多様性ふくおか戦略」、平成 23 年 4 月の環境影響評価法の改正及び平成 24 年 12 月の福岡市環境影響評価条例の改正と整合を図っています。

本指針の上位計画であり、福岡市の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定める「福岡市環境基本計画（第三次）」では、分野別横断型施策の主要な施策の一つとして、本指針の適切な運用を求めています。

アイランドシティにおいては、環境と共生した先進的なまちづくりを実現するため、平成 15 年 11 月に「アイランドシティ環境配慮指針」を策定しており、同指針に基づいて立地事業者による緑化推進、省エネルギー設備の導入など様々な環境配慮を求めています。

なお、本指針は、環境情報等の蓄積に基づく新たな知見及び社会状況の変化に合わせて、必要に応じて見直すこととします。

また、本指針は、事業者の環境保全に対する意識を高め自主的な行動を引き出し、良好な環境の保全と創造を誘導するためのものであり、規制法令の枠を超えて禁止や制限を定め市民や事業者には義務を課すというものではありません。

福岡市環境基本条例(抜粋)

(環境への配慮の推進)

第8条 市は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施する場合は、当該事業者がその事業の立案及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図り、及び環境に配慮することを推進するため、必要な配慮を講じるものとする。

2 市長は、市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るため、当該事業及び市が行う他の事業又は施策との調整に努めなければならない。

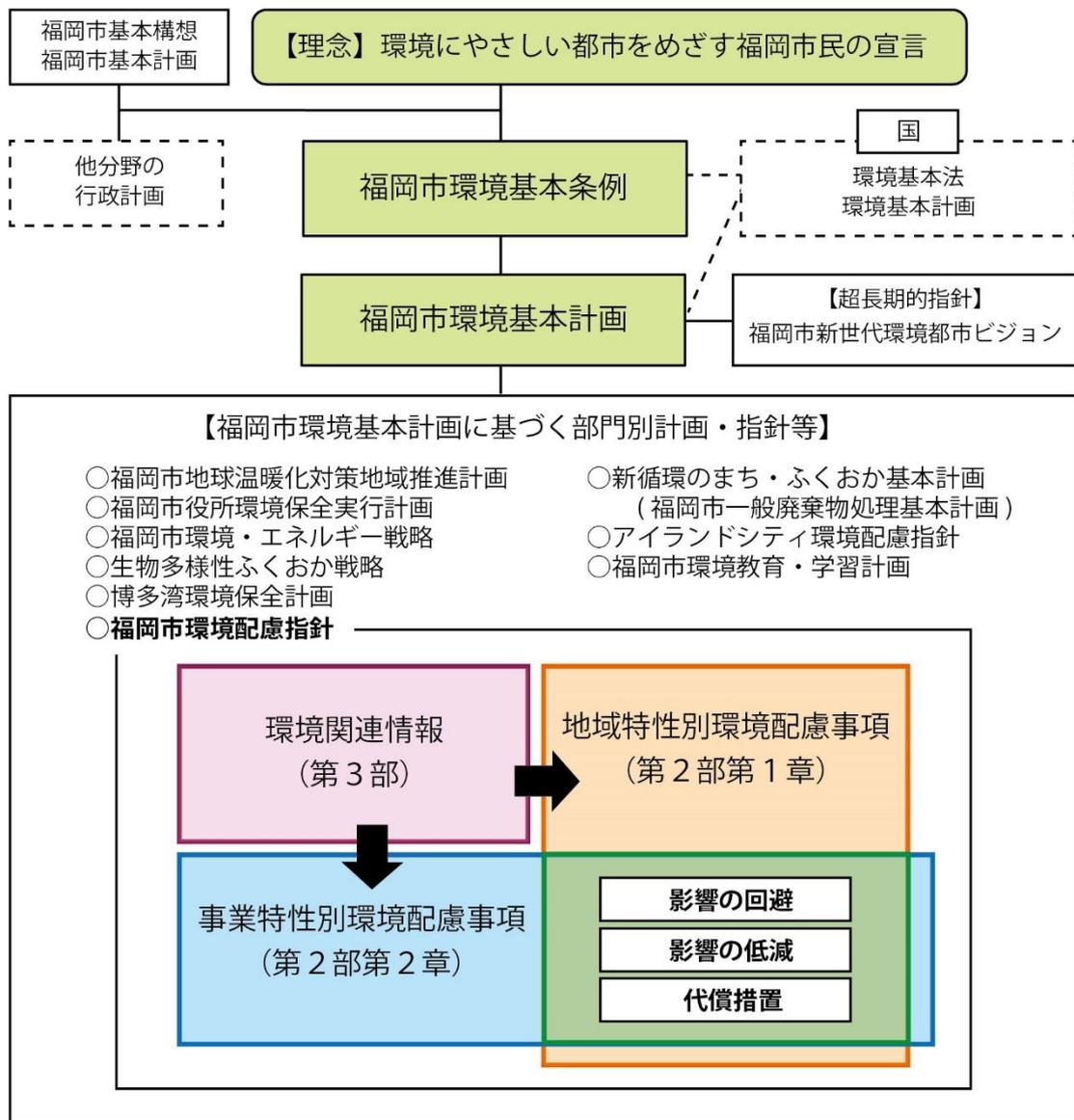


図 本指針の位置づけ

○福岡市環境基本計画(第三次)がめざすまちの姿

豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち

○分野別施策

- ・快適で良好な生活環境のまちづくり
- ・市民がふれあう自然共生のまちづくり
- ・資源を活かす循環のまちづくり
- ・未来につなぐ低炭素のまちづくり

○分野横断型施策

- ・環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり
- ・環境の保全・創造に向けたしくみづくり
→主要な施策として「福岡市環境配慮指針の適切な運用」を挙げている。
- ・ふくおかから九州・アジアへ

※分野横断型施策：福岡市環境基本計画（第三次）では、めざすまちの姿を実現するため、4つの分野別の施策と、分野間相互の連携により相乗的な効果を引き出すことを目的に3つの分野横断型施策が設定されています。

今回の改定の概要

- ① 福岡市環境基本計画（第三次）及び部門別計画との連携・調整に関わる変更
 - ・福岡市環境基本計画（第三次）との整合を図る。
 - ・生物多様性ふくおか戦略の地域別目標像を踏まえた地域特性区分とする。
- ② 環境影響評価制度の改正等に関わる変更対応
 - ・計画段階配慮等環境影響評価手続きの基礎資料としての使用を想定した構成とする。
 - ・福岡市環境影響評価条例等の対象事業及び福岡市の主な開発関連事業を考慮した事業特性区分とする。
- ③ 環境関連情報の更新
 - ・環境関連情報を最新のデータに更新する。市内の貴重・希少生物等のリスト及び確認地図について、最新のデータを毎年度提供する仕組みの一つとして、地図をメッシュデータで整理する。

3 指針の対象

福岡市内で一定の規模以上の開発事業を行おうとする場合、環境影響評価法・福岡市環境影響評価条例に基づいて環境への影響を評価し、影響を低減するための対策を講じなければなりません。

環境影響評価の対象とならない事業であっても、豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくために、環境への配慮を行うことが期待されています。すべての事業者が、本指針を活用して適切な環境配慮に取り組んでください。

- ・対象事業 : 福岡市内で実施される都市基盤整備事業や開発事業等及び福岡市が市外で実施する都市基盤整備事業とします。
- ・対象者 : 対象事業を行う事業者とします。

表 環境影響評価等の対象となる事業及び根拠法令等

対象事業	根拠法・条例・規則等	対象者
環境影響評価法・条例対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法(平成9年法律第81号) ・福岡市環境影響評価条例(平成10年福岡市条例第18号) ※福岡県環境影響評価条例(平成10年福岡県条例第39号) 	公共, 民間の区分なく福岡市域で事業を行うすべての事業者
その他法令, 条例等により環境配慮の検討が必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条の規定による開発行為 ・建築基準法第48条及び第51条の規定による許可 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等 ・砂利採取法及び採石法による採取計画の許可 ・独立行政法人都市再生機構法第14条による協議 ・森林法第10条の2の規定による開発行為許可 ・福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可 ・大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査 	
上記以外で福岡市が行う環境に影響を及ぼすおそれがある事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市環境基本条例第8条第2項 ・福岡市環境調整会議規則第2条 ・環境に影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境への配慮に関する要綱 ・環境に影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境への配慮に関する事務取扱要領 	福岡市

※ 事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

4 指針の使い方

本指針は3部構成になっています。

第1部では本指針の位置づけや環境配慮の考え方について解説しています。福岡市内で事業を構想・計画している事業者の方はまずご一読ください。

第2部では、地域特性別の環境配慮事項と事業特性別の環境配慮事項を掲載しています。事業対象地の周辺の環境の特徴の把握、事業が周りの環境に与える影響の把握、事業に適した環境配慮事項の選定を行うために、該当する地域特性区分・事業特性区分のページをご確認ください。

第3部では、環境関連情報として、法令などの指定状況、貴重・希少生物の一覧と確認状況、文化財やレクリエーション施設などの快適環境の情報を一覧できるようにしています。事業対象地周辺の状況を確認するために利用してください。

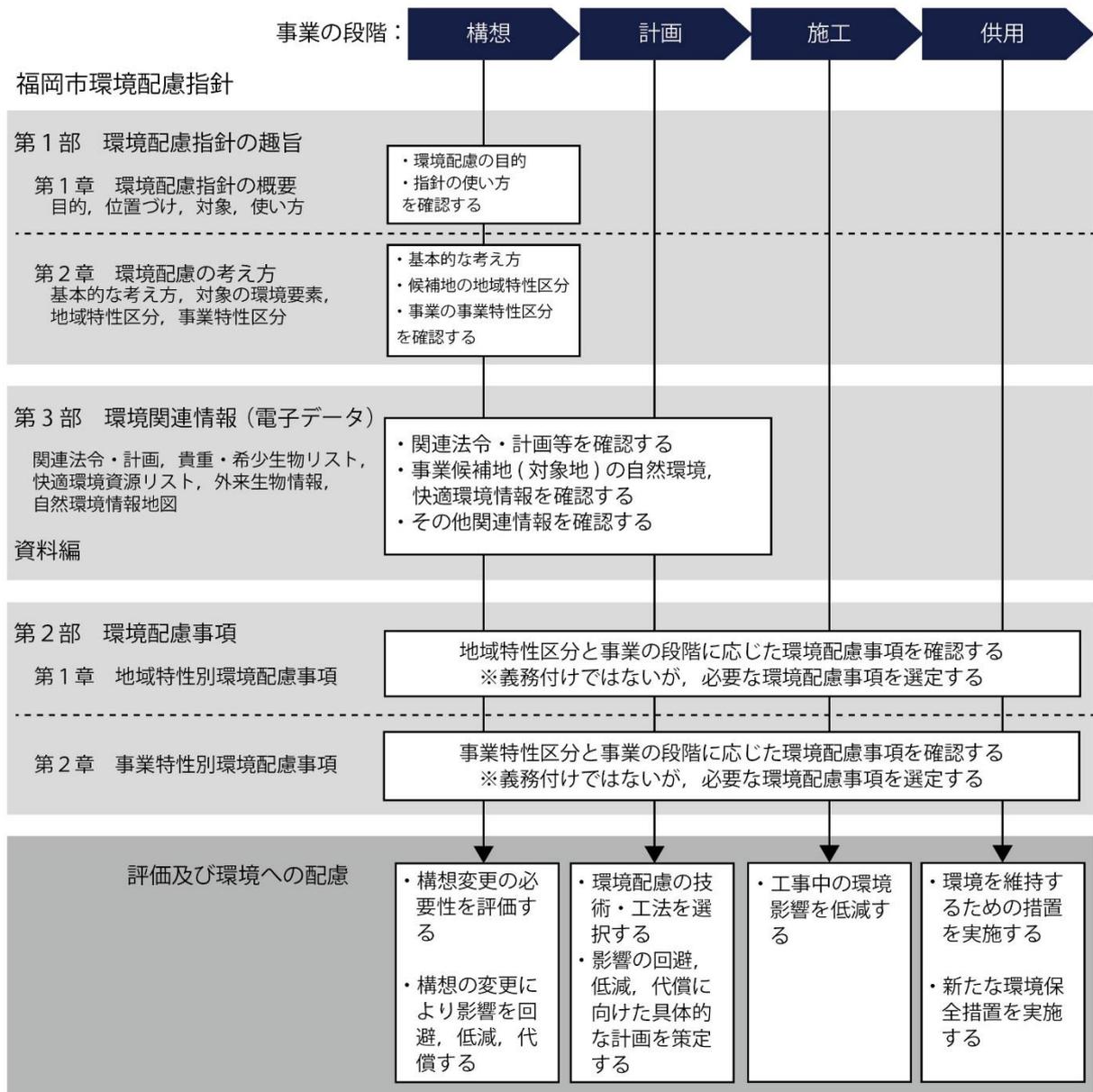


図 本指針の使い方

第2章 環境配慮の考え方

本章では、環境配慮における基本的な考え方と、具体的な環境配慮事項を示すにあたり前提となる事項(対象とする環境要素, 地域特性区分, 事業特性区分)を説明しています。事業を実施する地域の特性や事業の特性を把握した上で、その特性に合わせた環境配慮に取り組んでください。



1 環境配慮における基本的な考え方

(1) なぜ環境配慮を行うのでしょうか

福岡市は、北に博多湾、玄界灘やそこに浮かぶ島々、南に標高1,000m級の脊振・三郡山系など海や山に囲まれ、これらを多々良川や室見川など幾筋もの川がつなぐ、豊かな自然に恵まれたまちであり、155万もの人が暮らしています。私たちの健やかで快適な生活は、先人から受け継いだこの豊かな環境がもたらす恵みのもとに成り立っており、私たちは、この豊かな環境を次の世代へ引き継いでいく責務があります。

その責務を果たすため、私たちは様々な活動の中で環境影響の低減に努めていく必要があります。環境への配慮が必要となるのです。本指針においては、私たちが暮らす生活環境や周辺の自然環境、景観等に対し、開発事業等が及ぼす影響をできるだけ少なくすることを目的としています。

(2) 環境配慮はどのように行うのでしょうか

開発事業等を実施する際、その構想・計画などのより早い段階において、環境に及ぼす影響について検討し、どのような環境配慮が必要か考えることが第一歩です。以下のことについて検討しましょう。

①事業を実施する地域やその周辺の環境の特性を把握する。

どんな生きものが生息・生育しているか、水がどこへ流れるか、風はどのように吹くか、地形、景観、歴史的・文化的環境の有無など。

②事業が環境に与える影響を把握する。

機械の騒音、排気ガス、排水、土地の造成、地下水のくみ上げ、樹木の伐採など。

③事業を実施する地域や事業の特性を踏まえ、事業段階に応じた適切な環境配慮を考える。

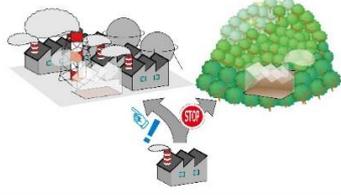
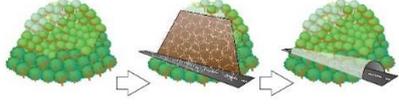
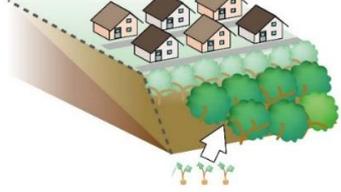
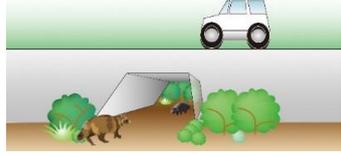
(3) 環境配慮にはどのような方法があるのでしょうか

環境影響評価では、事業を行うことでその地域の将来の環境にどのような影響があるか予測し、影響を回避・低減するための対策を実施します。事業による環境に対する影響を軽減するために行う保全行為を環境保全措置(ミティゲーション)といいます。

環境保全措置には、①影響の回避、②影響の低減(最小化、修正・修復、軽減)、③代償措置があり、この順で、実現可能な範囲で環境保全の効果が最大になる方法を検討します。

環境影響評価は事業の規模に応じて法や条例に基づき実施が義務づけられていますが、法や条例の対象でない事業においても、事業を行う地域の将来の環境が良好なものとなるように、目標となる将来像を定めてそれに向けた環境配慮を行うことが期待されます。

表 環境保全措置（ミティゲーション）の優先順位

①回避		<p>行為の全体または一部を実行しないことにより影響を避けます。</p> <p>例：貴重・希少な生物の生息・生育場所を保全するために、事業の立地対象地を変更する。</p>	
	最小化	<p>行為の実施にあたり、規模や程度を制限して影響を最小化します。</p> <p>例：山に道路を新設する際、山を切り崩さずトンネルにすることにより、土地の改変量を最小化する。</p>	
②低減	修正・修復	<p>影響を受けた環境を修復、回復、復元により影響を修正します。</p> <p>例：住宅地造成で盛土した法面に、在来の植物を植樹する。</p>	
	軽減	<p>行為の実施期間中、保全や維持管理を行うことにより、影響を継続的に軽減または除去します。</p> <p>例：道路にボックスカルバートを設置し、動物の移動経路を確保する。</p>	
③代償		<p>代替資源や環境を置き換えて提供して、影響を代償します。</p> <p>例：事業により消失する水辺環境の代替地としてビオトープを創出する。</p>	

環境影響評価法や条例の対象外の事業、例えば住宅整備事業などの小規模な事業ではこの表に示すような環境保全措置を行うことは困難だと思われるかもしれません。しかし、そのような小規模な事業でも以下に示すような環境配慮が大小様々あるのです。

例) 住宅整備事業（建設する予定地が既に決まっている場合）

○事業実施予定地に貴重・希少生物等の生息・生育地がある場合の配慮

- ・生息・生育地が減少しないような住宅配置の検討を行う。(回避)
- ・生息・生育地を改変する場合は、改変面積を極力少なくする。(低減)
- ・供用後、病虫害駆除のため農薬を散布する場合は、適量と適切な方法で実施する。(低減)
- ・予定地全面を改変する場合は、生息・生育地となるような植栽帯等を設ける。(代償)

○工事中の周辺環境に対する配慮

- ・騒音・振動、排ガス、粉じんの発生を極力抑えた工法を採用する。(低減)
- ・降雨により敷地内から土砂等（運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む）が近隣の水路等の公共用水域に流出しないよう配慮する。(低減)
- ・再生資材の利用推進，再生使用可能な資材を現場内や他工事で使用する。(低減)

また、環境配慮を実施したら、その効果を確認して、効果が十分でない場合は環境配慮の方法を見直しましょう。

2 配慮対象とする環境要素

本指針で環境配慮の対象とする環境要素は、福岡市環境影響評価条例等で示す考え方にに基づき、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合いの確保」、「環境への負荷の低減」の4つの面から整理し、表に掲げるとおりとします。

《配慮対象とする環境要素の区分の概要》

① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

人が健康に生活していくために必要不可欠な大気、水、土壌などの生活環境の確保に関わる環境要素です。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、ダイオキシン類等の有害化学物質などに関する公害規制法を遵守するとともに、環境基準を考慮して、環境への排出負荷の低減に努めます。

② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

生態系、生物種、生物の遺伝的多様性の確保や自然環境の保全に関わる環境要素です。生物多様性の保全には、地域の生態系の構造、特性に合った配慮を行う必要があります。里地里山のように自然を持続的に利用することで保全される環境もあることから、環境配慮の方向性を把握しておく必要があります。

③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保

景観や人と自然の触れ合いの活動の場に関わる環境要素です。景観資源と眺望地点、触れ合いの場と活動のための諸条件の確保など、人と自然の豊かな触れ合いに必要な要素のすべてを対象とします。

④ 環境への負荷の低減

廃棄物や地球温暖化など、地球全体に影響を及ぼし、顕在化している環境問題に関わる環境要素です。資源の循環や廃棄物の適正処理、温室効果ガスの排出抑制などを通して、環境への排出負荷の低減に努めます。

表 環境配慮の対象とする環境要素

大項目	中項目	小項目	細項目
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素
			二酸化硫黄
			浮遊粒子状物質
			粉じん等
			有害物質
		騒音	騒音
			超低周波音
		振動	
	悪臭		
	その他の大気環境		
	水環境	水質	水の汚れ (生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)
			水の濁り (浮遊物質)
			富栄養化 (全窒素, 全りん)
			有害物質
		底質	
		地下水	
	その他の水環境		
	土壌環境, その他の環境	地形・地質	
		地盤	
		土壌	
その他環境		日照障害	
		風況	
	シャドーフリッカー		
	反射光		
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全	動物		
	植物		
	生態系		
人と自然との豊かな触れ 合いの確保	景観		
	人と自然との触れ合いの活動の場		
環境への負荷の低減	廃棄物等	廃棄物等	
		残土	
	温室効果ガス等	二酸化炭素	
		その他の温室効果ガス	

3 地域特性区分

福岡市は、博多湾や脊振山地などの海や山に囲まれ、これらを多々良川や室見川など幾筋もの河川がつなぐなど、様々な環境があります。

事業が自然環境に与える影響を考える時は、貴重・希少な生物の生息・生育地が改変されるかどうかだけでなく、周辺地域も含めた生態系に与える影響についても考える必要があります。生態系とは、自然環境を水の流れや物質の循環、生きもの同士の競争といった「関係性」に注目して捉える考え方です。地域の地形や土地利用、そこに生息・生育する生きもの同士の関係性等が類似していれば、事業によって受ける影響も類似したものになります。

このため、本指針では生物多様性の観点から、福岡市を8つの特性に従って区分し、それぞれの区分に応じた環境配慮事項を示しています。事業を実施する場所がどの地域特性にあてはまるか確認して、環境配慮に取り組んでください。

なお、地域特性の分類にあたっては「生物多様性ふくおか戦略」における地域特性区分と整合を図っています。

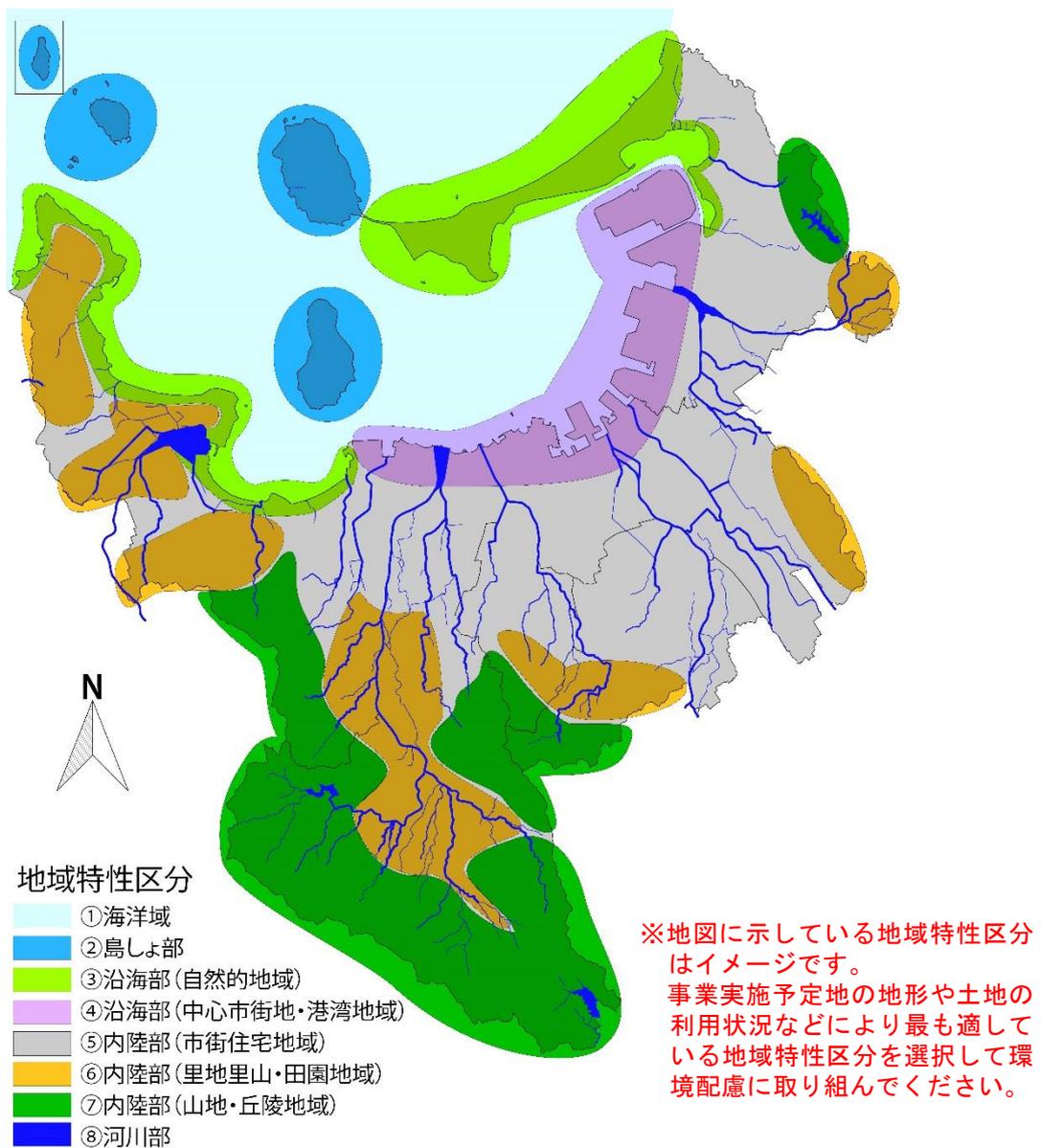


図 地域特性区分(イメージ)

表 地域特性区分概要

地域特性区分	対象区							地域特性の概要	環境配慮の要点
	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区		
1 海洋域	○	○	○				○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性の高い博多湾内では、特に水質汚濁の防止に配慮 ・浚渫残土等の適正処理
2 島しょ部	○							○	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁物質など、環境負荷の海域への流出防止 ・住居が密集した集落付近では騒音・振動など公害の発生へ配慮 ・島しょ部特有の特殊な生態系や景観の保全
3 沿海部 (自然的地域)	○							○	<ul style="list-style-type: none"> ・渡り鳥や海生生物の重要な生息環境を保全 ・野外レクリエーション地としての利用を考慮
4 沿海部 (中心市街地・港湾地域)	○	○	○				○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁などの公害発生を抑制 ・多々良川、室見川などの河川・河口は生物の生息・生育場所として、人の安らぎの場として、ヒートアイランド現象の緩和の場として重要であり、その機能を考慮した環境配慮
5 内陸部 (市街住宅地域)	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁などの公害発生を抑制 ・周辺緑地や水辺環境を利用する生物の生息・生育環境の創出や生態系ネットワークの形成
6 内陸部 (里地里山・田園地域)	○	○		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、住宅地への野鳥やトンボなど身近な生物の供給源として重要な地域であり、田園環境の保全、周辺緑地や水辺環境との連続性を考慮した緑地整備、管理が必要 ・市民農園などのレクリエーション利用を考慮
7 内陸部 (山地・丘陵地域)	○			○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市内河川の源流域であることから、水源涵養力の低下、水質汚濁などの公害を発生させないよう留意 ・生物の生息・生育環境の保全のため、樹林地規模、多様な植生の確保が必要
8 河川部	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・濁りの発生が少ない工法を採用するなど、水質の保全に留意 ・多様な水生生物の生息・生育環境の保全のため、水域の連続性の確保や河床構造が単調にならないよう配慮

4 事業特性区分

事業が環境に与える影響は、事業ごとに異なります。本指針では福岡市環境影響評価条例の対象事業及び福岡市の主な開発関連事業を考慮して19区分とし、それぞれの事業特性に応じ環境配慮事項を整理しています。なお、一つの事業特性区分の中に特性となる影響要因が大きく異なる事業が含まれる場合は、細区分を設けています。下記の表を参考に、実施しようとする事業が当てはまる事業特性区分を確認してください。

表 事業特性区分の概要

事業特性区分 ()は福岡市環境影響評価条例での事業区分名	主要な事業	事業特性の概要	環境配慮の要点
1 道路整備事業 (道路の新設及び改築の事業)	・道路の新設・改築（道路建設に伴う橋梁の架設、トンネルの建設を含む）	既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を線的に行い、道路などの構造物を新設・改築する。事業は福岡市内全域で行われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・供用後の車両通行に伴う大気環境（大気質、騒音・振動）の悪化を軽減 ・自然環境（生物の生息・生育地など）、水環境（地下水脈など）の分断・消失への配慮
2 河川改修・水辺整備事業 (ダムの新築、堰の新築及び改築その他の河川工事の事業)	(1)ダム・堰・池 ダムの新設・改築、周辺整備、堰の新設・改築、ため池整備 (2)河川・水路 河床改修、護岸整備、河川敷整備、管理施設整備、水路整備	河川及び河川周辺の自然環境の改変を行い、構造物などを新設・改築する。主に河川沿いで工事が行われるが、ダムは周辺地域を含め広範囲に開発が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・水生生物の生息・生育環境の改変を最小化（利水を目的とする事業で改変が必要な場合は、生態系保全に配慮） ・ダム、堰の存在による土砂動態の変化やそれに伴う影響への配慮
3 鉄道・軌道整備事業 (鉄道及び軌道の建設及び改良の事業)	・鉄道・軌道の新設・改築（鉄道建設に伴う橋梁の架設、トンネルの建設を含む）	既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を線的に行い、鉄道などの構造物を新設・改築する。既存路線の改良や延伸が中心となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・供用後の車両通行に伴う大気環境（大気質、騒音・振動）の悪化を軽減 ・自然環境（生物の生息・生育地など）、水環境（地下水脈など）の分断・消失への配慮
4 飛行場・関連施設整備事業 (飛行場及びその施設の設置又は変更の事業)	・滑走路・ヘリポートの新設・改築 ・飛行場施設・航空保安施設の新設・改修	既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、滑走路(面的な整備)と関連施設などの整備・改築を行う。集客施設でもあり、安全性の確保が重要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・供用後の航空機運行に伴う大気環境（大気質、騒音など）の悪化を軽減 ・自然環境（生物の生息・生育地など）、水環境（地下水脈など）の分断・消失への配慮
5 発送電関連施設整備事業 (発電所の設置又は変更の事業)	(1)風力発電所 風力発電所の新設・改修 (2)太陽電池発電所 太陽電池発電所の新設・改修 (3)発電所（太陽電池・風力以外）・関連施設 発電所（太陽電池・風力以外）の新設・改修、関連施設の整備 (4)送電線路 送電線路、送電鉄塔の建設	発電の種類(火力・水力・風力・太陽電池など)により、開発地域や開発行為の内容が異なる。施設の開発という点的な側面と、送電という線的な側面がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・火力発電では大気汚染への影響軽減、風力発電では騒音の軽減やシャドーフリッカーによる影響への配慮、太陽電池発電では光害（反射光）への配慮など、施設の種類に応じて異なる環境配慮が必要

事業特性区分 ()は福岡市環境影響評価条例での事業区分名	主要な事業	事業特性の概要	環境配慮の要点
6 廃棄物最終処分施設整備事業 (一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場の新設・改修 産業廃棄物最終処分場の新設・改修 	既設構造物の撤去，樹木の伐採，土地の改変を行い，廃棄物の埋立地を造成する。周囲を覆うなどの遮断対策や保有水の漏出管理を厳重に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の発生，漏出による地下水や河川水の汚染を回避 施工，存在による自然環境（生物の生息・生育地など），水環境（地下水脈など）の分断・消失への配慮
7 埋立・干拓事業 (公有水面の埋立て及び干拓の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 埋立 干拓 	埋立では公有水面に土砂などを積み上げ，新しく陸地を造成する。干拓では開発場所の水を排水して陸地を造成する。	<ul style="list-style-type: none"> 水質や底質の良好な状態の維持 海洋生物の生息・生育環境を維持
8 土地区画整理事業 (土地区画整理事業)	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業 	既に利用されている土地の区画形質を変更し，道路，公園，河川などの公共施設を整備・改善し，土地の区画を整える。	<ul style="list-style-type: none"> 居住空間形成のため快適性や安全性の確保，人と自然との触れ合いの活動の場の確保が重要 施工，存在による自然環境（生物の生息・生育地など），水環境（地下水脈など）の分断・消失への配慮
9 流通業務団地造成事業 (流通業務団地造成事業)	<ul style="list-style-type: none"> 流通業務団地の造成 流通業務団地に関連する道路などの公共施設・公益的施設の整備 	山林，農地，市街地などにおいて既設の構造物を撤去し，地ならしを行い，流通業務施設を整備するための土地の造成や必要な公共施設の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 交通便利性の高い場所に立地することが多いため，供用後の交通流への影響を低減 供用後の自動車交通公害を軽減するよう配慮
10 公園・緑地・運動場整備事業 (運動場又はレクリエーション施設の建設の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 運動場・野外レクリエーション施設の新設・改築 公園・緑地の新設・改築 ゴルフ場の新設・改築 墓園の新設・改築 	山林，農地，市街地などにおいて土地の改変を行い，目的にあわせた構造物を設置する。既存の自然との調和や，新たな緑地や水辺の創出を行うことが多い。	<ul style="list-style-type: none"> 既存の自然環境（生物の生息・生育地など），水環境（地下水脈など）との調和 人と自然との触れ合いの活動の場の創出 良好な景観の創出
11 住宅団地の造成の事業 (住宅団地の造成の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅団地の造成 住宅団地に関連する道路などの公共施設・公益的施設の整備 	山林，農地，市街地などにおいて既設の構造物を撤去し，地ならしを行い，住宅を整備するための土地の造成や必要な公共施設の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 居住空間形成のため快適性や安全性の確保，人と自然との触れ合いの場所の確保が重要 施工，存在による自然環境（生物の生息・生育地など），水環境（地下水脈など）の分断・消失への配慮
12 土石の採取の事業 (土石の採取の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 岩石の採取 砂利の採取 	山林などにおいて樹木を伐採し，土地を切り崩して土石を採取する。	<ul style="list-style-type: none"> 採取事業による大気環境（大気質，騒音・振動など）への影響や自然環境（生物の生息・生育地など）の損傷，景観の保全への配慮 土石採取後の土地の活用

事業特性区分 ()は福岡市環境影響評価条例での事業区分名	主要な事業	事業特性の概要	環境配慮の要点
13 上下水道・都市ガス整備事業 (下水道終末処理場の新設の事業)	(1)施設整備 ・下水道施設の新設・改修 ・上水道施設の新設・改修 ・ガス施設の新設・改修 (2)管路整備 ・下水管路の整備 ・上水道管路の整備 ・都市ガス供給管路の整備	河川周辺域などにおいて既設の構造物を撤去し、樹木を伐採して地ならしを行い、水やガスの供給・処理施設を整備する。管路整備は市街地や住宅街など、福岡市内全域で行われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備事業による海と河川の水質保全 ・管路敷設など、市街地や住宅街での工事では住民の生活への影響に配慮 ・施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地など)、水環境(地下水脈など)の分断・消失への配慮
14 ごみ焼却施設整備事業 (ごみ焼却施設の新設の事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設の新設・改修 	既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、ごみ焼却施設を整備する。焼却炉や排ガスを排出する煙突が設置される。	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類などの有害物質の排出抑制 ・焼却熱エネルギーの有効利用や廃棄物の再資源化 ・施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地など)、水環境(地下水脈など)の分断・消失への配慮
15 工場・事業場整備事業 (工場又は事業場の建設の事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場の建設・改修 ・研究施設の新設・改修 	既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、工場や研究施設を整備する。供用開始後の工程で有害物質の排出や騒音・振動を伴う場合は、対策・処理設備も併せて整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が大気や水質の汚染物質、騒音・振動の発生源となる可能性がある。 ・施設利用に伴う車両の往来などが大気汚染、騒音・振動の発生源となる。
16 住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅整備 ・高層住宅整備 	戸建住宅や集合住宅などを建築する。高層マンションなど、規模により施工方法が大きく異なる。市街地や住宅街の中で事業が行われることが多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの場所の確保が重要 ・環境共生型住宅の推進 ・住宅街での工事では周辺住民の生活への影響に配慮
17 商業・業務・公共施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系施設の新設・改修 ・業務系施設の新設・改修 ・公共・共有施設の新設・改修 	市街地などにおいて既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、商業・業務・公共施設を整備する。交通の利便性が良く、人が集まる場所で事業が行われることが多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤となる施設が整備されることで、人の移動や物資の流通が変化し、新たな環境負荷が発生することが想定される。 ・施設への環境対策技術・省エネルギー技術の導入推進 ・人と自然との触れ合いの活動の場の創出 ・周辺住民の生活への影響に配慮
18 港湾施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸・海岸整備 ・港湾施設の新設・改築 	海域や沿岸域の自然環境を改変する事業や、沿岸域に構造物などを新設・改築する事業となる。施設の存在により海況が変化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物の輸送に伴う自動車交通公害を軽減 ・海況や水質に与える影響を低減
19 前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業 (前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業(例：圃場整備) 	山林、農地、市街地などにおいて既設の構造物を撤去し、樹木を伐採して地ならしを行い、新たな施設を整備するための土地を造成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地など)、水環境(地下水脈など)の分断・消失への配慮

5 環境配慮の推進に向けて

(1) 環境配慮に取り組む意義

本指針では、豊かな環境を次の世代へ引き継いでいくため、事業者が開発事業等を実施する際には自主的に環境配慮に取り組むよう求めています。

環境配慮に取り組むことで、環境への影響を低減する他にどのような効果があるのでしょうか。「自主的な環境配慮の取組事例集(環境省)」に挙げられている事例では、環境配慮に取り組んだ結果、得られた効果として、以下の事項が挙げられています。

- ・開発業者としての社会的説明責任を果たすことができた。
- ・地域住民との良好な関係を構築することができ、事業への協力を得ることができた。
- ・地方公共団体や専門家が関与することにより、事業者の取組が客観的に評価された。
- ・義務付けられている事項以上の取組を実施したことに対して、事業者に対する社会的評価・評判が上がった。



地域の方々とより良い関係の構築、事業者の社会的評価の向上に役立ちます。

- ・専門的な検討を行うことにより、実施すべき環境対策が明らかになった。
- ・広く意見を聴くことにより、事業者単独では気づかなかった地域の環境上の問題に気づくことができた。



より環境に、より地域の実情に配慮した事業計画の策定に役立ちます。

- ・事業による環境影響の程度が明らかにされたことにより、事業計画の合理的な見直しができるようになった。



環境影響を懸念して事業に反対する方々との対話のきっかけづくりができます。

予め環境影響を回避することで、事業実施による環境そのものへの影響だけでなく、地域社会への影響も避けることができます。

※「自主的な環境配慮の取組事例集(平成27年6月, 環境省)」より抜粋

(2) 環境配慮の推進イメージ

開発事業等を実施する事業者と行政が、環境配慮を積極的に推進します。

- ① 事業者の取り組み
 - ・本指針や関連法令を十分に理解して、環境配慮に積極的に取り組みます。
 - ・行政の施策に協力します。
- ② 行政の取り組み
 - ・率先して環境配慮を実践します。
 - ・事業者が環境配慮に積極的に取り組めるよう、適切な情報提供やサポートを行います。



図 環境配慮の推進イメージ

(参考) 市民の取り組み

本指針は、開発事業等を実施する事業者を対象としていますが、市民もその活動を理解して協力するなど、事業者・行政・市民が連携して環境配慮を推進していくことが重要です。

また、下の例のように日常生活の中で取り組むことができる環境配慮は数多くあります。この豊かな環境を大切に守り育て、将来の世代へ引き継いでいくため、日頃から意識して行動しましょう。

<日常生活での環境配慮行動例>

- 日常生活において節電等の省エネに努める。
- 日常生活においてできるだけごみを出さないようにする。
- 不用品をバザー、フリーマーケット、ガレージセール等のリユースにまわす。
- ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする。
- 運転の際には、 unnecessaryなアイドリングや空ぶかし、急発進はしない。
- 日常生活において節水に努める。
- 油や食べかすなどを排水口から流さない。
- 買い物の時は、製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいる。
- 物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する。
- 地域における環境保全のための取組に参加する（緑化、美化、自然保護、リサイクル、省エネ、地域の計画策定等）。
- 体験型の環境教育・環境学習活動に参加する。
- 講習会等で得た環境保全に関することを実践する。
- 環境に対してよいと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする。
- 旬のもの、地のものを選んで購入する。

※参考文献：「環境にやさしいライフスタイル実態調査 平成26年度調査」（環境省）
環境配慮行動の実施意向調査項目より

<コラム> 事業者の環境配慮取り組み例（１）住宅整備事業

住宅整備事業を行っているAさんの会社で、戸建分譲住宅（15戸）の開発を行った際の環境配慮取り組み例です。事業の実施にあたり、環境配慮指針を参考にして様々な環境配慮を行いました。

1 構想段階

開発場所の候補地は南区の内陸部（市街住宅地域）にあります。Aさんはまずはじめに、環境配慮指針の地域別環境配慮事項（37～39ページ）と自然環境情報地図（236～241ページ）を参照して、環境の特徴を確認しました。近辺にはまとまった樹林地や池を有する公園があり、貴重な生物（キビタキ、キイトンボなど）も生息しているようです。周辺住民にも、自然との触れ合いの場として、レクリエーション活動の場として、よく利用されていることが分かりました。

また、この候補地は公共施設の跡地であり、自然的地形や歴史的遺産の改変はありません。

これらの確認結果をふまえ、周辺の自然環境に配慮しながら、この候補地で開発を進めることにしました。

2 計画段階

Aさんは、事業特性別環境配慮事項（142～146ページ）も参考に、設計を進めます。

街区全体の計画では、住宅の配置を工夫して、涼しい風の通り道を作り、太陽の光が住宅に当たりやすくします。また、貴重・希少生物の生息・生育環境への配慮のため、周辺にも自生するヤブツバキ、ホルトノキ、カクレミノを庭木に使用するなど、周辺の緑とつながりを持たせることにしました。

住宅の設計では、廃棄物の削減のために、耐久性の向上や維持管理のしやすさなど、長寿命化に努めます。また、温室効果ガスの排出削減のために、太陽熱を空調や給湯に活用するパッシブソーラーシステムを採用しました。

そしてこのような環境性能を客観的に評価するため、CASBEE戸建評価認証を取得する予定です。

3 施工段階

建設工事が始まりました。既存の公共施設の解体では、廃棄物の削減・資源の循環利用のために分別解体や適正処分を徹底します。また、周辺の生活環境に配慮するため、騒音・粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用したり、作業機械や運搬車両の運行が集中しないように管理しながら工事を進めました。

4 供用段階

完成した住宅への入居がはじまりました。入居者は、太陽熱の活用やLED照明の採用により、省エネルギーで温室効果ガスの排出が少なく、地球環境への負荷が少ない生活を送っています。

また、周辺に生息する貴重な生物も事業実施前と同じように生息が確認されています。



※この取り組み例は架空のもので、実在する事業ではありません。

<コラム> 事業者の環境配慮取り組み例（２）工場・事業場整備事業

Bさんの会社では福岡市内に新しく工場を建設する予定です。Bさんは建設にあたり環境配慮の担当になりましたが、何をすれば良いのかわかりません。

市役所に問い合わせたところ「環境影響評価法や条例の対象ではありませんが、事業実施にあたっては環境配慮指針を参考に環境に配慮してください。」といわれました。



1 構想段階

新工場計画では3か所の候補地があり、まだ用地選定の段階です。候補地は、早良区の山林、西区の雑木林や休耕地、東区の古い工場跡地と周辺の土地です。

Bさんは、まず環境配慮指針の地域特性別環境配慮事項（37～47ページ）と自然環境情報地図（211～271ページ）を参照して、候補地の環境の特徴を整理しました。



表 候補地の環境の特徴（例）

	早良区の候補地	西区の候補地	東区の候補地
地域特性区分	山地・丘陵地域	里地里山・田園地域	市街住宅地域
地形	大きな尾根や谷が無くほぼ一様な山裾の斜面	谷の上部のなだらかな斜面（里地里山）	平地で用地内に用水路あり
植生	スギ・ヒノキ植林	シイ・カシ二次林、竹林と休耕地雑草群落	市街地と開放水域
周辺に生息・生育する貴重・希少生物	サシバ、クロツグミ、トノサマガエル	キツネ、サシバ、キビタキ、ヒバカリ、ニホンアカガエル、ヘイケボタルなど	カスミサンショウウオ、メダカ（ミナメダカ）、ニッポンバラタナゴ
快適環境	近くに文化レクリエーション施設あり	近くに指定文化財あり	近くに文化レクリエーション施設あり

3つの候補地を比較してみた結果、西区の候補地では環境に配慮するためにより多くのコストがかかることが分かりました。

早良区と東区の候補地では環境配慮のコストに大差はありませんが、早良区の候補地の場合、自然的地形の改変面積が大きく、貴重・希少生物への影響も大きいことが予測されます。

東区の候補地は、一部が工場跡地であり自然的地形の改変面積は最も少なくなりますが、周辺に住宅地域があり、供用後の騒音、排気などの影響が考えられます。そこで、供用後の影響を予め予測して、周囲への影響を抑えるよう施設の配置などを検討しました。それを踏まえて周辺住民への説明会を開き、理解が得られたことから、東区の候補地を新工場用地として選定しました。

2 計画段階

新工場の設計がはじまりました。事業特性格環境配慮事項（137～141 ページ）を参照して、環境に配慮した工場を設計していきます。工場の騒音や排気、排水が規制基準を満たすように防音や処理設備を導入することも設計段階での重要な環境配慮です。また、太陽光発電設備を導入して使用電力の一部をまかなうことにしました。さらに、工場の周囲には在来種で緑地帯を作ったり、用地内を横切る水路を暗渠にせず従来形で残したりすることで自然環境への配慮も行うことにしました。

3 施工段階

新工場の建設工事が始まりました。引き続き、事業特性格環境配慮事項（137～141 ページ）を参照して、環境に配慮した工事を進めます。工事では周辺への騒音、粉じんなどの影響を軽減するため、作業機械の運行が集中しないように工程管理をおこないます。用地の造成では、手をつけないうで残す水路周辺を除いて、高いところの土を削って低いところへ運び用地を均し、用地外からの土砂の搬出・搬入がないようにしました。建設廃棄物のリサイクルも行い、可能な限り資源の循環利用を行うようにしています。

4 供用段階

いよいよ新工場が稼働しました。今日は近くの小学生が工場見学に来ます。Bさんは広報担当として小学生に新工場を案内します。低騒音型の最新式機械が動くクリーンな工場や、副産物のリサイクルが可能な排水処理施設などを見学した後、Bさんは敷地内を流れる小川に小学生を連れてきました。

小川にはメダカが群れになって泳いでいる姿が見えます。もちろん放流したわけではなく新工場ができる前からここに生息していたものです。用地内の一部にあったコンクリート張りの水路も石積みに替えたため、砂がたまって在来種のカワナが増え、以前は見られていた外来種（205～209 ページ）のスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）もすっかり少なくなりました。



※この取り組み例は架空のもので、実在する計画ではありません。